

秋田県週休2日制モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び次条第1項に規定する振替休日をいう。
- (3) 現場閉所 1日を通して当該モデル工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）（以下「現場代理人等」という。）が当該モデル工事に係る作業に従事していないことをいう。
- (4) 完全週休2日 実工期の間の1週間における全ての休日に、現場閉所をした場合をいう。
- (5) 現場閉所率 実工期（別に定める期間を除く。）のうち、現場閉所をした日数の割合をいう。
- (6) 実工期 工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。

(休日)

第3条 発注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及びその日に代わる現場閉所の日（以下「振替休日」という。）を休日作業日の前日までに協議により定めるものとする。

- 2 前条第4号の規定にかかわらず、発注者は、別に定めるところにより、振替休日が休日作業日と同一の1週間に確保できなかった場合においても完全週休2日と認めることができる。
- 3 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。
 - (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
 - (2) 工事現場の安全を確認するための巡回活動
 - (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
 - (4) 作業の緊急性その他、やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(モデル工事の指定等)

第4条 モデル工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、モデル工事である旨を明示している全ての工事で実施するものとする。

- 2 発注者は、モデル工事の継続が適当でないと判断した場合、モデル工事の指定を解除することができる。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定（工事特性）に加点または減点するものとする。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）
完全週休2日	28.5%以上	4
4週6休未満	21.4%未満	-5

※加点は主任監督員の評価において考查項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点するものとする。

減点は総括監督員の評価において、考查項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」で減点するものとする。

ただし、受注者の責によらない理由により、やむを得ず達成できなかった場合は、減点を行わないものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、工程の変更理由が受注者の責めによらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期変更するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(実施証明書)

第8条 発注者は、モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領（令和元年6月7日付け技管ー171）に定める実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事の実施に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管ー996 一部改正）

1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契

約にあっては見積依頼通知をいう。) を行う建設工事から適用する。

附 則（令和元年6月7日技管－168 一部改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－732 一部改正）

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。